通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本留第143号
令和7年3月7日
宮城県警察本部長

県本部各部課長
県下各警察署長　殿

宮城県警察護送要領の一部改正について（通達）

本県警察における護送については、「宮城県警察護送要領の一部改正について（通達）」（令和６年１月22日付け宮本留第41号）により運用しているところであるが、この度、宮城県警察護送要領の一部を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

１　改正の要点

栗原警察署を集中護送の範囲に編入したほか、総務部留置管理課護送係及び総務部留置管理課仙北方面護送係の集中護送の範囲をそれぞれ拡大した。

２　施行期日

令和７年３月21日

別添

宮城県警察護送要領

第１　趣旨

この要領は、宮城県警察の護送に関する訓令（平成17年宮城県警察本部訓令第15号。以下「護送訓令」という。）に定めるもののほか、宮城県警察における護送に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　用語

この要領において使用する用語は、護送訓令において使用する用語の例による。

第３　護送員の指名

１　非番の職員を護送員に指名することは、可能な限り避けること。

２　被護送者が女性である場合には、戒護員のうち１人は女性警察官を充てるものとする。ただし、女性警察官を充てることができないときは、男性警察官を戒護員に指名した上で、被留置者の留置に関する訓令（平成３年宮城県警察本部訓令第13号）第２条第10号に規定する女性の一般職員を護送補助者として同行させるものとする。

第４　護送計画の策定

１　護送責任者には、別に定める教養を履修した者で、知識、体力及び指導力を有するものを指定すること。また、引き当たり捜査に伴う護送時の責任者は、原則として捜査責任者と同等又はそれ以上の階級の者を指定すること。

[redacted]

４　立ち寄り場所、行程等については、逃走事故防止に配意した無理のない計画を策定すること。また、用便は[redacted]の割合で計画すること。

第５　一般護送

１　留置主任官等の任務

⑴　一般護送を実施する場合は、一般護送実施計画書（別記様式第１号）を作成すること。

⑵　護送員及び留置担当官に、被護送者の服装、携行品等所要の準備をさせること。

⑶　護送員に対する任務の付与、護送員各人の責任及び連携並びに被護送者の氏名、護送先、護送上の注意事項、逃走事故防止等について指示すること。

⑷　護送員に対し、護送経路に変更が生じる場合には、事前に留置主任官（執務時間外にあっては、当直主任。以下「留置主任官等」という。）に指揮伺いを

する必要があることを指示すること。この場合において、留置主任官等は、当該護送経路の変更について、その必要性及び処遇上の問題点の有無を判断し、相当と認める場合は承認すること。

⑸　護送員のうち、運転を担当する者に対し、運転免許証の有効性及び携行の確認を確実に行うこと。

⑹　勾留質問のため被護送者を裁判所に護送する場合は、勾留質問の見通し、勾留の請求が却下された場合に講ずるべき措置等を指示すること。

⑺　護送準備の完了後、戒具の施用状況、関係書類、証拠金品その他の携行品等について点検を行い、支障のないことを確認した上で出発させること。

[redacted]

⑼　護送の出発又は帰署が執務時間外となる場合は、当直主任に対し、留置主任官として必要な事項を確実に引き継ぐこと。

⑽　委託留置の場合の取扱いについては、次のとおりとする。

ア　前記⑴及び⑷から⑹までに規定する任務は、委託所属（委託留置をする警察署又は警察本部の部に置かれた課等（以下「本部所属」という。）をいう。以下同じ。）の留置主任官等又は本部所属長が行うものとする。この場合において、前記⑴の規定により一般護送実施計画書を作成したときは、受託警察署（委託留置を受ける警察署をいう。以下同じ。）にその写しを送付すること。

イ　前記⑵、⑺及び⑻に規定する任務は、受託警察署の留置主任官等が行うものとする。

ウ　前記⑶に規定する任務は、委託所属の留置主任官等又は本部所属長及び受託警察署の留置主任官等がそれぞれ行うものとする。

2　護送員の任務等

⑴　護送出発時

ア　留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長及び受託警察署の留置主任官等）に申告を行い、必要な指示を受けること。

イ　護送車の車内に危険物が放置されていないか、[redacted]すること。

ウ　関係書類、証拠金品その他の携行品を確認の上、取りまとめること。

エ　[redacted]するなど紛失及び奪取防止に配意すること。

オ　護送員が活動服を着用する場合、識別章は番号標裏面の「宮城県警察」を表示の上、帯革及び手錠を着装して、斉一を期すこと。

カ　警察署長（以下「署長」という。）又は委託留置の場合にあっては、委託所属長が特に必要と認めた場合は、警棒及び拳銃を着装することができる。

キ　護送の出発時には、被護送者に対し用便を済ませるよう指示すること。

なお、護送の時間帯によっては、出発前に食事をとらせること。

ク　被護送者に所要の準備をさせた後は、施設内からの持ち出し防止のための身体検査を確実に行うこと。

ケ [redacted]すること。

コ [redacted]すること。

⑵　護送中

ア　護送中は、護送経路の遮へい、手錠カバーの使用等により、手錠及び腰縄が使用されている状況を不特定多数の者に見られることがないよう努めること。

イ　護送経路については、護送上重大な支障がある場合を除き、指定された経路を変更しないこと。

ウ　複数の被護送者を１台の車両で護送する場合は、被護送者相互の間隔を保つなど、逃走、通謀等の防止に配意すること。

エ　言動に注意し、人権侵害等の批判を受けることのないよう厳正公平な処遇に配意すること。

オ　護送車内では、原則として[redacted]とすること。

なお、車両の構造等により逃走等事故防止が図られる場合には、留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長）の判断で、[redacted]こととしても差し支えない。

カ　護送車が発進、停止又は徐行した場合は、被護送者の動静に特に注意すること。また、夜間及びトンネル内においては、必要に応じ室内灯を点灯させるなど、動静監視を怠らないこと。

キ　手錠及び腰縄を随時点検するとともに、戒護員は腰縄を手首に巻き付けるなど絶対に離さないこと。

なお、手錠カバーを使用している場合で、護送車乗車中及び手錠カバーが不要になったときは、手錠カバーを外すとともに、衣類等から手錠を露出させるなど、施用状況が確認することができるようにすること。

ク　被護送者の動静及び周囲の状況に注意し、逃走、自殺、抵抗等の機会を与えないようにし、かつ、被護送者を奪取され、又は被護送者に危害を加えら

れないようにすること。

ケ　手首に手錠が密着して施用されているか、腰縄が結束されているか等について随時点検し、異常の有無を確認すること。

なお、[redacted]があった場合は、戒護員は護送責任者に対し指揮伺いをすること。この場合において、護送責任者は、[redacted]すること。

コ　特別な事情のない限り、[redacted]こと。

サ　被護送者の仮病、詐病、甘言等に惑わされないこと。

シ　被護送者に用便をさせる場合は[redacted]すること。この場合において、[redacted]すること。

なお、女性の被護送者については、姿が見えない位置に配置するなどプライバシーの保護に配意すること。

ス　被護送者に食事をとらせる場合は、事故防止の観点から原則として最寄りの警察施設において行うこと。また、やむを得ず食事を警察施設においてとらせることができない場合は、護送車内で行わせることとし、一般の飲食店等には立ち寄らないこと。

セ　被護送者を歩行させる場合は、[redacted]、崖、河岸、橋上、車道、階段その他危険と認められる場所を通行するときは、危険の発生を防止することができる場所に位置すること。

ソ　被護送者の逃走、奪取、死亡、交通事故等の事故が発生した場合は、護送事故報告書（別記様式第２号）を作成し、総務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）を経由して、警察本部長に報告すること。

(3)　護送到着時

ア　[redacted]無線機等により到着予定時刻の連絡及び警戒態勢の確立について依頼するとともに、到着した際はその旨を連絡すること。

イ　戒護員は、降車する前に被護送者の手錠及び腰縄が確実に施用されているかを確認するとともに、留置主任官等からの再確認を受けること。

ウ　運転者は、警察署に到着後、[redacted]すること。

エ　護送責任者は、[redacted]

運転者にドアを開けさせること。

オ　戒護員は、被護送者を降車させた後に降車すること。

⑷　護送終了時

ア　留置担当官に協力して被護送者に対する身体検査を実施し、併せて護送中における被護送者の処遇及び事故防止上必要な事項を留置担当官に引き継ぐこと。

イ　護送責任者は、留置主任官等（委託留置の場合にあっては、受託警察署の留置主任官等及び委託所属の留置主任官等又は本部所属長）に対し帰署申告を行い、異常の有無について報告を行うこと。

ウ　一般護送実施計画書に所要の事項を記載の上、護送結果について留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長）に報告すること。

なお、委託留置の場合については、所要の事項を記載した一般護送実施計画書の写しを受託警察署に送付すること。

エ　検察庁、裁判所等から送達された書類等は、速やかに留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官若しくは本部所属長又は受託警察署の留置主任官等）に引き継ぐこと。

第６　引き当たり捜査に伴う護送

１　留置主任官等の任務

引き当たり捜査に伴う護送における留置主任官等の任務については、前記第５－１の規定を準用する。この場合において、前記第５－１－⑴の規定中「一般護送を実施する場合は、一般護送実施計画書（別記様式第１号）」とあるのは「引き当たり捜査に伴う護送を実施する場合は、引き当たり捜査に伴う護送要請書（別記様式第３号）により捜査主任官から要請を受け、引き当たり捜査に伴う護送計画書（別記様式第４号）」と、前記第５－１－⑽の規定中「一般護送実施計画書」とあるのは「引き当たり捜査に伴う護送計画書」と読み替えるものとする。

なお、留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長）は、捜査と留置の分離等について必要な指示及び指導を行うこと。

２　護送員の任務

引き当たり捜査に伴う護送における護送員の任務については、前記第５－２の規定を準用する。この場合において、前記第５－２－⑷－ウの規定中「一般護送実施計画書」とあるのは「引き当たり捜査に伴う護送計画書」と読み替えるものとする。また、護送員は、次に掲げる事項について遵守すること。

⑴　護送員は、護送業務に専念し、捜査活動は行わないほか、[redacted]動静監視の徹底を図るとともに、被護送者の警戒に間隙が生じないよう十分注意すること。

⑵　特に必要がある場合のほかは、被護送者を降車させたり、待機場所から移動させたりしないこと。

⑶　護送責任者は、引き当たり捜査に伴う護送中、立ち寄り先又は護送経路に変更が生じた場合は、速やかにその旨を留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長）に報告し、指揮を受けること。

⑷　被護送者の自宅、勤務先等の検証、実況見分等の際には、危険物を隠匿されたり、通謀されたりしないように十分注意すること。

⑸　被護送者に「物」の所在を説明させる場合には、直接「物」を探させたり、護送中に「物」を所持させたりするなどの行為を行わせないこと。また、自殺の要因となる「物」を持たせたり、触れさせたりしないこと。

⑹　護送中に捜査と留置の分離に反する行為が行われ又は行われようとした場合においては、護送責任者は、当該行為を直ちに中止させるとともに、留置主任官に速やかに報告すること。

3　引き当たり捜査に伴う護送の場合の特則

⑴　引き当たり捜査に伴う護送の場合は、護送員に代えて捜査員が車両の運転を行うことができるものとする。

⑵　引き当たり捜査に伴う護送であって、当該被護送者を警察署で車両に乗せてから帰署するまで降車させない場合は、当該被護送者の処遇を伴わず、かつ、おおむね２時間以内で終了するときに限り、戒護員１人を捜査員１人に代えることができるものとする。

⑶　女性被護送者の場合、前記⑵の規定により戒護員１人を捜査員１人に代える場合であって当該捜査員が女性警察官であるときは、その他の戒護員が男性であっても差し支えない。

第７　診療護送

1　留置主任官等の任務

診療護送における留置主任官等の任務については、前記第５－１の規定を準用する。また、留置主任官等は、診療先となる病院等にあらかじめ病状等を説明し、速やかに診療を受けられるよう時間帯を調整すること。

2　護送員の任務

診療護送における護送員の任務については、前記第５－２の規定を準用する。また、護送員は、次に掲げる事項について遵守すること。

⑴　病院到着後は、戒護員以外の者が受付の手続、診察室の点検等を実施するとともに、降車前に手錠カバーを装着し、できる限り人目に触れない方法で診察室に出入りすること。

⑵　診察室内に危険物があった場合は、医師等に対し除去を要請すること。

⑶　[redacted]留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長）の指揮を受け、[redacted]しておくこと。

⑷　[redacted]窓や部屋の出入口から逃走されないように注

意すること。

第８　面会等の取扱い

１　護送中における面会等の取扱い

⑴　護送中に弁護人以外の者から面会や金品授受（以下「面会等」という。）の申出があった場合は、これに応ずることなく、被護送者が留置されている警察署に出向いて面会等を申し出るように教示すること。この場合において、被護送者の接見禁止の有無に注意すること。

⑵　護送中に弁護人から面会等の申出があった場合は、これに応ずることなく、護送先の検察庁若しくは裁判所（以下「検察庁等」という。）又は被護送者が留置されている警察署において面会等の申出をするように教示すること。

２　護送先における面会等の取扱い

⑴　護送先である検察庁等の構内において弁護人から面会等の申出があった場合は、速やかに検察官に連絡して措置すること。ただし、被護送者が被告人であり、かつ、裁判所の構内であるときは、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第30条の規定により裁判官の権限に属するものであるから、裁判官に申し出るように教示すること。

⑵　護送先である検察庁等で弁護人と面会等をさせる場合は、[redacted]すること。

⑶　面会のための施設が整備されていない検察庁等において、弁護人から面会等の申出があった場合は、逃走防止の観点から面会のための施設が整っている警察署での面会等を教示すること。ただし、やむを得ず面会等をさせる場合は、検察庁等の職員と協力して戒護上の支障を除去し、戒護態勢を整えた上で、弁護人が立会いを付しての面会に同意した場合、面会等を行わせること。

第９　取調べ等の結果報告及び留置主任官等の措置

１　護送員の任務

護送員は、被護送者の取調べ又は公判の結果、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長及び受託警察署の留置主任官等）に報告すること。

⑴　勾留請求を却下されたとき。

⑵　略式命令の告知を受けたとき。

⑶　無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、控訴棄却、罰金又は科料の判決を受けたとき。

⑷　検察官が釈放の指揮又は通知を発したとき。

２　留置主任官等の任務

前記１の規定による報告を受けた留置主任官等は、その旨を署長に報告すること。

第10　移送、釈放及び勾留に伴う留意事項

1　移送等の措置

⑴　護送員は、被護送者の勾留請求により、拘置支所その他の機関（以下「拘置支所等」という。）へ勾留されることとなった場合は、直ちに留置主任官等を経て署長に報告し（委託留置をしている警察署にあっては委託所属の留置主任官等を経て署長に報告し、委託留置をしている本部所属にあっては本部所属長に報告）、その指揮を受けて勾留先に護送すること。ただし、あらかじめ署長（委託留置の場合にあっては、受託署長）に対して検察官から移送の指揮がなされた被護送者については、これに従うこと。

⑵　護送員は、被護送者を拘置支所等に移送した場合は、当該施設の長から当該被護送者を受領したことを証する書面の交付を受けること。この場合における書面は、被護送者を留置していた警察署で保管すること。

2　釈放の際の措置

⑴　護送員は、検察官から釈放指揮書を受領したときは、署長（委託留置の場合にあっては、受託署長）の指揮を受け、被護送者を直ちに釈放すること。

⑵　護送員は、検察官から釈放通知書（乙）を受領したときは、帰署後に署長（委託留置の場合にあっては、委託所属長）の指揮を受け、被護送者を釈放すること。

⑶　護送員は、検察官が被護送者を釈放したときは、釈放通知書（甲）又は釈放通知書（丁）を受領すること。

⑷　前記⑶の規定により釈放された場合であって、警察署で保管する被護送者の所持品等を返還する必要があるときは、当該被護送者に警察署への同行を求め、同意の上、所要の手続を講ずること。

⑸　求令起訴に伴う釈放指揮がなされた場合は、新たな勾留状により勾留され、実質的な釈放はなされないことから、取扱いには十分注意すること。

3　勾留の際の措置

⑴　護送員は、送致した被護送者が、勾留状の発付、勾留請求済証明書の交付、検察官の委託、観護措置請求済証明書等により、引き続き警察署の留置施設に留置されることとなった場合は、留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長及び受託警察署の留置主任官等）に報告し、速やかに警察署に護送すること。

⑵　護送員は、送致した被護送者が、拘置支所等へ勾留されることとなった場合は、留置主任官等（委託留置の場合にあっては、委託所属の留置主任官等又は本部所属長及び受託警察署の留置主任官等）に報告し、その指示を受けて拘置支所等に護送すること。ただし、勾留請求時において拘置支所等を勾留場所としている場合は、これに従うこと。

第11　集中護送

1　留置主任官等の任務

⑴　集中護送における留置主任官等の任務については、前記第５－１の規定を準

用する。

⑵　関係署の留置主任官は、集中護送のため被護送者を護送係員に引き渡す場合は、警察署被護送者名簿（別記様式第５号）を交付して行うこと。

２　護送員の任務

集中護送における護送員の任務については、前記第５－２の規定を準用する。

３　集中護送車運行上の留意事項

⑴　集中護送の範囲及び運用

ア　仙台地方検察庁を拠点とする総務部留置管理課護送係（以下「護送係」という。）は、仙台中央、仙台南、仙台北、仙台東、泉、若林、塩釜、古川、大和、栗原、岩沼、大河原、白石、角田及び亘理の各警察署に留置された被留置者について、仙台市に所在する検察庁や裁判所等の関係各機関への護送を行う。

イ　総務部留置管理課仙北方面護送係（以下「仙北方面護送係」という。）は、仙台中央、仙台南、仙台北、仙台東、泉、若林、塩釜、佐沼、登米、古川、大和、栗原、遠田、鳴子及び加美の各警察署に留置された被留置者について、大崎市及び登米市に所在する検察庁や裁判所等の関係各機関への護送を行う。

ウ　石巻警察署に留置された被留置者についても一部集中護送対象とする。

エ　前記ア及びイの規定にかかわらず、護送係及び仙北方面護送係は取扱状況により相互に効率的な運用に努めること。

⑵　集中護送の責任者の任務

ア　集中護送の責任者は、関係署から連絡を受けた被護送者を集約し、集中護送計画書（別記様式第６号）により、翌日の護送計画を作成し、留置管理課長の承認を得ること。

イ　集中護送の責任者は、当日の勤務状況等を集中護送勤務日誌（別記様式第７号）、警察署護送員名簿（別記様式第８号）及び検察庁被護送者名簿（別記様式第９号）を作成し、留置管理課長へ報告すること。

⑶　運行責任者の任務

ア　運行責任者は、集中護送車の運行中は、助手席に位置し護送及び安全運転に必要な指示及び助言をすること。

イ　運行責任者は、被護送者を乗車又は降車させる場合は、護送員を適切に配置し監視を徹底すること。

ウ　運行責任者は、被護送者及び戒護員を乗車させる場合は、[redacted]被護送者の監視に当たること。

エ　運行責任者は、警察署に到着した集中護送車内に他の被護送者がいる場合は、留置主任官等に対し被護送者の引受け及び引渡しを自ら行うこと。

オ　運行責任者は、集中護送車が後退する場合は、降車して安全確認の上誘導すること。

⑷　護送員の任務

ア　集中護送車の護送経路は、みだりに変更しないこと。ただし、災害、祭礼等のため護送経路を変更する必要が生じた場合は、留置管理課長の指揮を受け、う回等の措置を講ずること。

イ　被護送者を集中護送車から降車させる場合は、ステップからの急な飛び降り又は転落のないよう被護送者に注意喚起を行うこと。

ウ　共犯関係にある等関連する被護送者は、別に護送すること。

⑸　護送係員の任務

ア　護送係員は、集中護送の実施に関連して仙台地方検察庁（支部を含む。）の同行室（控室等を含む。以下「同行室」という。）における被護送者の処遇、事故防止等について連絡調整を行うこと。

イ　護送係員は、被護送者を関係署に引き渡す場合は、護送訓令第27条第２項の規定に準じて行うものとする。この場合において、関係署から交付を受けた被護送者名簿に所要事項を記載し、関係署へ引き渡すこと。

第12　同行室における留意事項

1　同行室に被護送者を収容する場合は、性別、年齢、性格、罪質、共犯の有無等を考慮して同行室の指定を行うこと。

2　護送先に到着して被護送者を同行室に収容し、又は護送先の機関に引き渡すまでは戒具を解かないこと。

3　被護送者を同行室に収容し待機している場合でも、被護送者の動静を監視し、逃走又は自殺の前兆事案、過度要求等を認知した場合は、関係署の留置主任官等及び留置管理課長に速報すること。

4　複数の警察署の護送員が同行室を共用する場合は、護送員相互の連携を密にし、被護送者の戒護に当たること。

5　同行室における被護送者の処遇については、被留置者の留置に関する訓令の定めるところによること。

6　逃走、自殺、罪証隠滅等のおそれのある被護送者を検察庁等に護送した場合は、担当の検察官、裁判官等に対し、その理由及び戒護上の注意事項を連絡すること。

7　勾留質問のため、被護送者を裁判所へ護送した場合、一旦同行室に収容し、裁判官又は事務官の指示により、被護送者を勾留質問室に移動させることとなるが、その際は、[redacted]で監視に当たること。

なお、同行室から勾留質問室への移動の際は、必ず手錠及び腰縄を施用すること。

8　護送先における関係書類等の授受の事務は、戒護員以外の者がこれに当たること。

9　取調べ等のため、被護送者を検察官室に護送した場合は、検察官に確認した上で[redacted]常に被護送者の動静に注意して戒護に当たること。

10　公判出廷のため、被護送者を裁判所へ護送した場合は、指定された法廷で待機し、裁判官の入廷を待って手錠等の戒具を解き、その場で戒護に当たること。ただし、裁判員裁判の場合は、裁判員が入廷する前に裁判長の指示を受けた上で手錠等の戒具を解き、当該法廷で戒護に当たること。また、閉廷時は、裁判員が退廷後、裁判長の指示を受けた上で手錠等の戒具を施用すること。

11　同行室においては、[redacted]また、同行室の扉は確実に施錠すること。

[redacted]

別記様式第１号（第５－１関係）

一　般　護　送　実　施　計　画　書

護送日時		出発予定	帰署予定	出　発	帰　署	引渡等時間
		時　分	時　分	時　分	時　分	時　分
護送場所						
護送方法	車　両	号　無線呼称　　携帯番号				
	その他					
被護送者	罪　名		氏　名			
	留置種別					
護送理由						
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	[redacted]					[redacted]
	[redacted]					[redacted]
						[redacted]
	[redacted]					[redacted]
護送上の指示注意						
護送結果	身柄措置	勾　留・検察官委託・勾留請求済・自署連戻し・釈　放・引渡し				
	引継事項					

（　表　）

別記様式第２号（第５－２関係）

宮　　第　　号
年　月　日

宮城県警察本部長　殿

長

護　送　事　故　報　告　書

事故の種別				
事故発生日時				
事故発生の場所				
被護送者	氏　名	（　歳）	罪　名	
	留置の経過			
	護送理由			
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	[redacted]			
	[redacted]			
事故の概況				

（ 裏 ）

事故発生の原因	
護送の方法	
事故発生時の措置	
結果	
備考	

別記様式第３号（第６－１関係）

引き当たり捜査に伴う護送要請書

捜査主任官

要請月日	月　日（　）	作成者　課名		階級	氏名	
捜査予定日時		出発予定		帰署予定		
		時　分		時　分		
立寄り先等	他　か所					
被護送者	罪名		手口			
		逮捕　月　日	勾留　月　日～　月　日		起訴　月　日	
	住居 氏名 性別　　年　月　日（　歳） 前科・前歴　　暴力団関係					
	身体・特徴	cm・　kg				
指揮検察官						
捜査理由		護送結果	自署連戻し・その他			
護送形態						
護送体制	車両	番号	車名		無線呼称	
					携帯番号	
	その他					

捜査体制	任務	所属	係	階級	氏名	年齢
	捜査責任者					
	捜査員					
	捜査員					
	捜査員					
	捜査員					

月　日(　)　　日目

護送行程	発着予定時間	目的地、立寄り場所、護送先等	降車の有無	用　務	被護送者との関係
	:　発				
	経路(　　)【距離　km】【所要時間　時間　分】				
	:　着 :　発		有・無		
	経路(　　)【距離　km】【所要時間　時間　分】				
	:　着 :　発		有・無		
	経路(　　)【距離　km】【所要時間　時間　分】				
	:　着 :　発		有・無		
	経路(　　)【距離　km】【所要時間　時間　分】				
	:　着 :　発		有・無		
	経路(　　)【距離　km】【所要時間　時間　分】				
	:　着 :　発		有・無		
	経路(　　)【距離　km】【所要時間　時間　分】				
	:　着 :　発		有・無		
	経路(　　)【距離　km】【所要時間　時間　分】				
	:　着				

休　憩	○	トイレ　昼食　夕食　その他(　　)		
委託留置	留置施設		給　食	月　日　朝食・昼食・夕食 月　日　朝食・昼食・夕食
	捜査員宿泊先			
捜査主任官指示事項	課長　　階級　　氏名			

別記様式第４号（第６－１関係）

引き当たり捜査に伴う護送計画書

						捜査主任官
日　　時	年　月　日（　）時　分		発信者		受信者	
実施所属		作成者	留置主任官　階級　　氏名			
護送予定日時		出発予定	帰署予定	出　発	帰　署	
		時　分	時　分	時　分	時　分	
立寄り先等	他　箇所					
被護送者	罪　名		手　口			
	氏　名 性　別　　年　月　日（　歳） 前科・前歴　　暴力団関係					
	身体・特徴	cm・　kg				
捜査理由		護送結果	自署連戻し・その他			
捜査形態						
護送手段	車　両		車　名		無線呼称	
					携帯番号	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
						[redacted]
						[redacted]
						[redacted]
						[redacted]
						[redacted]
捜査体制	別添「引き当たり捜査に伴う護送要請書」のとおり					
戒具点検	点　検 状　況	○　手錠の機能 ○　腰縄の摩耗、破損、結束				
	点　検 結　果					

護送行程	別添「引き当たり捜査に伴う護送要請書」のとおり
休憩	別添「引き当たり捜査に伴う護送要請書」のとおり
委託留置	別添「引き当たり捜査に伴う護送要請書」のとおり
護送員宿泊先	
留置主任官指示事項	
署長指示	
備考	

別記様式第5号(第11－1関係)

月　日　曜日

警察署被護送者名簿

現在　頁

署長	副署(次)長 留置主任官	留置主任官 (課長)	係長	主任

	送致	検調	移送	勾留質	在庁	公判	鑑定	求令起	勾留開	別件在	釈放予	家裁送	その他	件数
集中														
一般														

No.	警察署 委託署 戒護員	護送種別 理由 時間	留置分類	罪名 留置番号 被護送者名 性 齢 少 犯歴 共犯	護送先	引継事項 関係署から護送係	護送係から関係署	出発予定時間 出場時間 入場時間	取扱	[redacted]	連結	朝運 荷物 昼食 夕食

別記様式第６号（第11－３関係）

課　長	次　長	指導官	補　佐	係　長	作成者

月　日　曜日

集中護送計画書

現在　頁

出発時間	NO	留置署	委託署	戒護員	数	留置番号	罪名	被護送者名		年齢	性別	護送理由	時間区分	担当検察官逮捕日時等	護送区分	連結	共犯関係	暴力団等	特	国籍	朝運	荷物	昼食	夕食	その他参考

別記様式第７号（第11－３関係）

集中護送勤務日誌

課長	次長	指導官	補佐	係長	年　月　日（　）天候	
					開場　時　分	閉場　時　分
指示事項						

留置管理課護送係勤務員

方面	階級	氏名	任務		階級	氏名	任務
				集中護送責任者			指令
							企画
				特命			
				休暇	週休　名		名
					振替休　名		
					年休　名		
					特休　名		
					職専免　名		
				特記事項			

警察署勤務員	別紙「警察署護送員名簿」のとおり
勤務状況	別紙「検察庁被護送者名簿」のとおり

別記様式第８号（第11－３関係）

月　日　曜日

警　察　署　護　送　員　名　簿

現在　頁

No.	護送区分	警察署	委託署	被護送者名	所属	課名	階級	氏名	任務	食事		確認者
										昼食	夕食	

別記様式第9号（第11－3関係）

検察庁被護送者名簿

現在　頁

（　　天候　　）

署名	同行室別	護送事由	罪名	時間	男・女・少年別 被疑（告）者名	年齢	担当検察官 逮捕日時等	引受時間	出入時間 立会者	他官庁引受時間	釈放時間	引渡時間	次回公判	罰金等	担当者
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		
	号					歳		時 分		拘置所 家庭裁判所 鑑別所	時 分	時 分	月　日 時　分 （　　） 回目		